

## 鳥取県告示第 261 号

県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年鳥取県告示第 783 号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的な事項等について）は、平成 20 年 4 月 10 日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 851 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成 19 年鳥取県告示第 984 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを作ること。
- (3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日までの期間に含まれていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日から応募期間の末日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。
- (5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除き、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者
	業務従事者

- (6) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700043202 号鳥取県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告

に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に 1 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

ウ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、応募期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後 4 時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

(4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。

(1) 入札参加者は、1 に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

(2) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を入札情報HPに掲載する。

(3) 指名を受けられなかった応募者は、(2)の掲示等の日から 4 日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関（発注業務の委託契約（以下「本件契約」という。）を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。

(4) 発注機関は、(3)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から 6 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) 予定価格を入札の執行前に公表している測量等業務を指名競争入札に付す場合において、1に掲げる条件を具備する応募者が1者のみの場合は、当該入札を中止する。

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第2号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前12時）までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 重大かつ明白な不備がないこと。

ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものでないこと。

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者	測量士
土木関係 建設コンサルタント業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ RCCM（調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。）

地質調査業務	現場代理人 管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学、選択科目を地質とする技術資格を有する者に限る。) イ R C C M (シビルコンサルティングマネージャ専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。) ウ 地質調査技士
補償関係コンサルタント業務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

- ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とする。  
 イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に掲げる業務に該当する場合には、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務並びに地質調査業務	

- (3) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。  
 (4) 当該業務において落札決定をされた者であっても、契約（議決を要する業務にあっては、議決の日の翌日）までの間に資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

##### 5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

##### 6 応募の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。  
 (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。  
 (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。  
 (4) 発注業務に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。  
 (5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

様式第1号

## 限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名 :

住 所  
商号又は名称  
代表者 印  
担当者  
連絡先（電話番号） ( ) - ( )

### 1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない			
2	資格停止措置	該当あり(年月日まで)・該当なし			
3	鳥取県県土整備部測量等業務成績品重点確認実施要綱第11条第1項第4号に基づく入札参加制限	1		2	
	入札参加制限期日	年月日まで	入札参加制限期日	年月日まで	
	業種		業種		
	発注機関		発注機関		
	業務名		業務名		
4	鳥取県県土整備部測量等業務成績品重点確認実施要綱第9条に規定する配置技術者	1		2	
	工期	年月日まで	工期	年月日まで	
	発注機関		発注機関		
	業務名		業務名		
	管理技術者		管理技術者		
	担当技術者		担当技術者		
	照査技術者		照査技術者		

### 2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

### 3 常勤全技術者数(人)

常勤全技術者数(県内に本店を有する有資格者の場合に記入)

人

### 4 資格技術者数

技術士

技術部門	人数	業務に該当する選択科目	人数
			人
			人
			人
合計			人

5 会社要件（ア又はイを記入）

ア 業務受注実績

番号	番号 項目	会社実績1	会社実績2
1	実績業務名		
2	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等

イ 業務履行実績

番号	番号 項目	技術者1	技術者2
1	技術者氏名		
2	実績業務名		
3	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等

6 配置予定技術者

番号	配置技術者 項目	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
1	配置予定技術者氏名		
2	継続雇用期間	年 月 ( 年 月 日採用)	年 月 ( 年 月 日採用)
3	調達公告で定める特 定資格に係る資格者 証	名称( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号( )	名称( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号( )
4	実績業務名		
5	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等
6	実績業務従事役職		

7 県内営業所等の県税の納付状況

1	営業所等名	
2	住所	

3	契約権限の有無	有り・無し
4	県内営業所等の法人県民税及び法人事業税の納付状況	未納税額なし・未納

様式第2号

## 低価格配置技術者調書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名 : \_\_\_\_\_

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

### 低価格配置技術者の区分

配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
低価格配置技術者氏名		
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)
調達公告で定める 特 定 資 格	名称( ) 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号( )	名称( ) 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号( )
調 達 公 告 で 定 め る 同 種	業務名	
	発注機関名	
	業務場所	
	履行期間	
	業務委託料	
	受注形態	
	配置技術者又は	

業務履行実績	担当技術者区分	
	業務内容	
	業務の規模等	
	業務の技術的特記事項	

備考

- 1 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、様式第1号においてすでに添付した者を除く。
- 2 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）への登録の写し等）を添付すること。